

総務教育常任委員会資料

(平成25年9月12日)

[件名]

- 1 9月3日からの大雨の被害状況について
(危機対策・情報課) … 別冊
- 2 鳥取県職員災害応援隊の島根県江津市への派遣について
(危機対策・情報課) … 1
- 3 平成25年度第2回原子力安全対策プロジェクトチーム会議
の結果について (原子力安全対策課) … 3
- 4 福知山花火大会の事故を受けての本県の対応状況について
(消防防災課) … 4

危機管理局

鳥取県職員災害応援隊の鳥根県江津市への派遣について

平成25年9月12日
危機対策・情報課

鳥根県からの要請に基づき、平成25年8月23日からの大雨で被害を受けた鳥根県江津市に、下記のとおり鳥取県職員災害応援隊を派遣しました。

記

- 1 派遣期間 平成25年8月28日(水)から同月30日(金)まで
(活動期間 8月29日(木)から同月30日(金)まで)
- 2 活動場所 鳥根県江津市跡市町あといちちやう
- 3 活動結果 家屋内及び敷地内の泥出し作業、ゴミ出し作業等の支援業務(対象家屋5軒)
- 4 派遣職員(7人)

所 属	氏 名	備 考
中部総合事務所地域振興局	林 栄和 (はやし えいかず)	隊長
鳥取県土整備事務所	寺岡 龍一 (てらおか りゅういち)	
鳥取県土整備事務所	尾崎 利彦 (おさき としひこ)	
西部総合事務所県土整備局	久留馬 博 (くるま ひろし)	
西部総合事務所県土整備局	野口 晴樹 (のぐち はるき)	
境港水産事務所	三代 武士 (みしろ たけし)	
危機管理局危機対策・情報課	内田 義則 (うちだ よしのり)	現地連絡調整員

5 主な行程

- | | | |
|----------|-------|-------------------------|
| 8月28日(水) | 09:00 | 県職員災害応援隊出発式(県庁出発) |
| | 11:25 | 西部総合事務所で隊員合流 |
| | 13:00 | 鳥根県庁に到着、若槻防災危機管理課長にあいさつ |
| | 15:40 | 江津市役所到着
田中江津市長にあいさつ |
| | 16:05 | 江津市ボランティアセンターに到着、打合せ |
| 8月29日(木) | 08:20 | 江津市ボランティアセンターに到着、受付 |
| | 09:30 | 江津市跡市町の民家で作業開始 |
| | 15:00 | 作業終了 |
| 8月30日(金) | 08:10 | 江津市ボランティアセンター到着、打合せ |
| | 09:50 | 江津市跡市町の民家で作業開始 |
| | 12:00 | 作業終了 |
| | 13:30 | 江津市ボランティアセンター出発 |
| | 16:00 | 西部総合事務所 |
| | 18:15 | 鳥取県庁帰着 |

6 被害状況（平成25年9月5日現在／島根県の公式ホームページより）

(1) 人的被害

区分	人数	内 訳
死者	1人	邑南町1人
行方不明者	0人	
負傷者	0人	

(2) 住家被害

区分	人数	内 訳
全壊	7棟	浜田市3棟、江津市4棟
半壊	10棟	浜田市6棟、江津市2棟、邑南町2棟
一部損壊	38棟	浜田市12棟、邑南町26棟
床上浸水	203棟	浜田市36棟、益田市15棟、江津市141棟、邑南町11棟
床下浸水	623棟	浜田市198棟、益田市81棟、大田市1棟、江津市275棟、邑南町68棟

【活動状況の写真】

<倉庫の泥出し>



<床下の泥出し>



<玄関の泥出し>



<流れ着いたバイクの搬出>



平成25年度第2回原子力安全対策プロジェクトチーム会議の結果について

平成25年9月12日
原子力安全対策課

原子力災害に対する危機管理の強化に向け、防災体制の計画的整備（ハード面、ソフト面）等を検討・実施するため設置している原子力安全体制プロジェクトチームの平成25年度第2回会議を開催しました。

今回は、7月8日に施行された新規制基準について、原子力規制庁の担当課長より直接説明を受け、質疑応答や要望を行いました。

- 1 日 時 9月5日（木）午後2時20分～3時10分
- 2 場 所 災害対策本部室（県庁第二庁舎3階）
- 3 出席者 知事、副知事、危機管理局長、原子力安全対策監、関係部局長ほか
※原子力規制庁（技術基盤課長）、米子市長、境港市長は原子力防災ネットワークのテレビ会議システムで参加。各市町村にも自治体衛星通信で配信。

4 次第等

(1) 今年度の取組状況と今後のスケジュールについて

- ・広域住民避難計画の実効性の確保（ワークショップ及び訓練で検証していく）
- ・普及啓発（講演会、現地研修会）の実施状況
- ・安定ヨウ素剤の服用体制（7/19の解説書の策定に基づく対応）

(2) 新規制基準に関する国からの説明等

ア 主な説明内容

原子力規制庁技術基盤課長が、原子力規制庁よりTV会議で説明

①シビアアクシデントの防止対策強化

大規模な自然災害への対応を強化。火災、内部溢水、停電などへの耐久力向上。

②シビアアクシデント対策

炉心損傷防止策。格納容器の破損防止策。環境への放射性物質の拡散抑制対策。

イ 主な意見及び確認事項等

- ①境港は水産業が基幹産業であり、汚染水対策への厳しい審査の実施
- ②活断層については、宍道断層を含め、原子力規制委員会として厳格な審査の実施
- ③難燃性ケーブル、フィルター付きベントの設置に関する審査方法の確認
- ④福島原発事故時の地震による損傷の有無の検証と今後の対応策の確認
- ⑤テロ、航空機衝突などのバックアップ施設の5年間猶予の考え方
- ⑥周辺地域の意見を反映させるシステムの検討と住民説明の実施
- ⑦周辺地域の扱いと、今後の国の説明責任の果たし方

(3) その他

ア 交付金の交付決定状況への対応

平成25年度分として約616百万円の交付決定があったので、迅速に整備を進めること。残り2か年で約17億円の初期整備費用が必要。

イ 原子力防災訓練

- ・島根原子力発電所対応 11月5日（火）、10日（日）の2日間
- ・人形峠環境技術センター対応 10月中旬

福知山花火大会の事故を受けての本県の対応状況について

平成25年9月12日

消 防 防 災 課

1 福知山花火大会における爆発事故の概要

8月15日(金)、京都府福知山市由良川河川敷で出店していた露店商店舗において、発電機用に使っていたガソリン携行缶の取扱いが原因とされる火災が発生し、多数の死傷者(60名が負傷し、うち男性2名、女性1名が死亡)が出る事故が起こった。

2 ガソリンの取扱いの規制(消防法等)の概要

- (1) 指定数量以上(ガソリン200リットル)の危険物を取扱う場合は消防局の「許可」が必要
- (2) 指定数量未満であっても、各市町村の「火災予防条例」で定められた数量(ガソリン40リットル以上200リットル未満)を取扱う場合は、各消防局に「届け出」が必要
- (3) 40リットル未満のガソリンを取扱う場合(ほとんどの露店営業者がこれに該当)は、「火災予防条例」で定められた取扱いの基準を遵守することが必要

(火災予防条例による取扱基準)

- 危険物を取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- 危険物を取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- 危険物を取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること、など。

- (4) ガソリン携行缶の取扱説明書、安全取扱啓発資料における留意事項(消防庁HPに掲載されたガソリンの安全な取扱いに関する啓発資料)

- ガソリン携行缶は、ホームセンターなどで金属製の容器(一般的に3~20リットル程度)が販売され、レジャー、農作業、草刈り等で日常的に使用されている。
- ガソリン携行缶は、消防法令で材質、構造、容積が定められ、総務大臣が認定した危険物保安技術協会において、消防法令に基づく性能試験(強度等)が実施され、「試験確認済証」が貼付されている製品が安全である。
- ガソリン携行缶は、取扱説明書等に記載された容器の操作方法(直射日光が当たらないよう保管し、注油する際は、予めガス抜き用のネジ栓を開け、内圧を下げてから行うこと、エンジン稼働中の給油は絶対に行わない等)に従い、細心の注意を払うこと。
- ガソリンは、揮発性が高く、引火点が低い特性に十分に留意して、各イベント主催者や露店商が携行缶の安全な取扱いの確認を行うとともに、一般の使用者においてもその取扱いに十分に注意を要するものであること。

3 消防庁の対応

平成25年8月19日付けで、消防庁予防課長、危険物保安室長から「多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底について」の通知があった。本県でも社会的な影響を踏まえ、各消防局と県が協議の上、花火大会等の現場での注意喚起や関係者への指導についての取組みを実施した。

4 県と各消防局で連携した、現地巡回指導とその状況の把握・注意喚起

(1) 各消防局における取組（花火大会会場などでの巡回指導）

8月17日から31日にかけて、下記のイベントの主催者や露店営業者（延べ約240店）に対して、ガソリン携行缶や液化石油ガスの燃料の取扱い、消火用具（消火器、水バケツ等）の設置等の現地指導や注意喚起を行った。また、事故発生後、県内消防局では市町の防火担当課と火災の予防の徹底に関する協議や、出店関係の組合長に対して、各組合員に火災予防の徹底周知を依頼している。

① 現地指導先

消防局名	実施日	行事名	出店数
東部消防局	8月21日	ガイナール鳥取対ガンバ大阪戦（鳥取市）	約15店
	8月24日	千代川フェスティバル（若桜町）	約5店
	8月24日	五月田地蔵盆（智頭町）	約1店
	8月24日	因幡傘踊りの祭典（鳥取市国府町）	約6店
	8月25日	ガイナール鳥取対ファーレン長崎戦（鳥取市）	約15店
	8月31日	来んさい見んさい踊りんさい（智頭町）	約16店
	8月31日	ふれあいフェスティバル（用瀬町）	約14店
中部消防局	8月23日	大谷公民館盆踊り納涼花火大会（北栄町）	約2店
	8月23日	河原町地蔵祭花火大会（倉吉市）	約20店
	8月24日	中国庭園燕趙園花火（湯梨浜町）	約14店
	8月25日	北条砂丘まつり花火大会（北栄町）	約25店
西部消防局	8月17日	江府十七夜花火大会（江府町）	約90店
	8月18日	なんぶ町民花火大会（南部町）	約6店
	8月24日	小原納涼花火大会（南部町）	0店
	8月26日	王子製紙夏祭花火大会（米子市）	約11店

② 指導結果

中部消防局管内において、ガソリン携行缶が路面に設置されていたため、直射日光の当たらない場所へ移動するよう個別指導した事例が1件あったが、それ以外は、特になかった。

* 県内露店商組合を通じて、消防防災課が個別露店商に対して注意喚起するような事案はなかった。

(2) 県における取組

① 消防庁からの通知の発出

8月19日、消防庁通知に基づき消防防災課長から各消防局（予防課長）へ、火災予防指導などの徹底について通知を行った。

② 露店営業者等に対する啓発

8月26日、消防防災課長から県内の露店商組合に対して、ガソリン携行缶の正しい取扱いに係るチラシを送付し、注意喚起を行った。

③ 危険物取扱者に対する注意喚起

危険物取扱者保安講習（8月22日・23日鳥取県庁、9月5日・6日西部総合事務所、9月10日倉吉未来中心で開催）において、製造所や貯蔵所等で危険物の取扱作業に従事している者（危険物取扱者約660名）に対して、ガソリン携行缶の取扱い等について注意喚起を行った。

④ 一般県民に対する啓発

8月19日、県のホームページに「ガソリン携行缶の安全な取扱いについて」を掲載し、県民への注意喚起を行った。

